

《中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定申請について》

(大型倒産事業者に対する売掛金債権等を有することにより経営の安定に支障を生じている)

1. 認定基準（以下の＊すべての要件を満たしていることが必要です）

- ＊ 大型倒産事業者（指定事業者）に対し、売掛金債権等を有する中小企業者。

※指定事業者については中小企業庁ホームページで確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html

- ＊ 君津市の認定対象は、法人は本店登記が君津市内にあること。

個人事業主の方は主たる事業所の所在地が君津市内にある方です。

- ＊ 次の①又は②のいずれかの要件を満たしていること。

①指定事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有していること。

②指定事業者に対し、50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。

2. 必要書類

上記①又は②のうち該当する要件を確認できる書類をご提出ください。

①	認定申請書	原本2通
②	指定事業者に対する債権額又は取引依存度が確認できる書類	【要件①：50万円以上の売掛金債権等を有している場合】 指定事業者に対する未回収の売掛金債権等の額が確認できる書類（売掛金台帳、請求書、受取手形の写しなど） 【要件②：50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、取引依存度が20%以上の場合】 会社全体の年間売上高及び指定事業者との取引額が確認できる書類（会社全体：確定申告書、決算書、試算表など／指定事業者：売上台帳、請求書など）
③	商業登記簿謄本	※法人の場合（3か月以内のもの） ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
④	許認可証の写し	※許認可業種の場合

⑤	委任状	※本人以外の申請の場合
---	-----	-------------

※状況により他の書類が必要となる場合があります。

3. 注意事項

- 金額は円単位で記入してください。
- 上記④、⑤の必要書類は、該当する場合のみご提出ください。

【問合せ】 君津市役所 経済振興課

電話 0439-56-1277